

(たき火)

第 24 条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、可燃物の近くでのたき火の禁止及びたき火をする際の必要な措置を規定したものである。

なお本条は、平常時の気象時におけるたき火の制限についての一般的な規定であり、後述する第 28 条は、異常気象時における火気の制限を規定した特別規定である。

2 第 1 項

(1) 「たき火」とは、火を使用する設備、器具を用いないで又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。また、不要品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合も該当する。

(2) 「可燃物」とは、引火性又は爆発性の物品及びその他のすべての可燃性の物品並びに建築物、工作物の可燃性の部分をいう。

引火性の物品とは、常温又は過熱により可燃性ガス又は蒸気を発生する物品をいう。

(法別表第 1 に掲げる第 4 類の危険物、条例別表第 3 に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類)

爆発生成物品とは、過熱により分解爆発するもの及び燃焼速度がきわめて早く、瞬時に燃焼するもの。(空気中に散乱し、浮遊する可燃性の固体微粒子を含む。)

(3) 「火災予防上必要な措置」とは、次に掲げる措置をいう。

ア 穴を掘ってこの中でたき火するなど火の粉の飛散を防止すること。

イ 不燃性の容器の中で行い、不燃性のふたを設けること。

ウ 監視人を置くこと。

エ 同時に多量の可燃物を燃やさないこと。